

大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大津市企業局（以下「企業局」という。）が発注する建設工事又は測量・設計・調査等業務委託に係る一般競争入札又は指名競争入札への参加資格の付与、入札参加の制限又は指名停止の適正かつ統一的な処理を図るため必要な事項を定める。

(有資格業者)

第2条 大津市契約規則（昭和40年規則第35号）第15条の規定により提出した指名願について市長の承認を受けた業者は、企業局に指名願を提出し管理者の承認を受けた業者（以下「有資格業者」という。）とみなす。

(指名停止)

第3条 大津市建設工事等指名停止基準の規定により市長が行った指名停止又は指名停止以外の措置は、管理者が企業局の有資格業者に対して行った措置とみなす。

2 管理者は、前項のほか指名停止又は指名停止以外の措置を行う必要がある場合には、大津市建設工事等指名停止基準の例により当該措置を行う。なお、その場合には大津市長に報告するものとする。

附則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。